

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月9日
【四半期会計期間】	第22期第1四半期(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
【会社名】	株式会社セルシス
【英訳名】	C E L S Y S , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 崎 慎 也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	03-6820-8006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 伊 藤 賢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	03-6820-8006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 伊 藤 賢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第21期 第 1 四半期 累計期間	第22期 第 1 四半期 累計期間	第21期
会計期間	自 平成22年11月 1 日 至 平成23年 1 月31日	自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 1 月31日	自 平成22年11月 1 日 至 平成23年10月31日
売上高 (千円)	637,808	458,320	2,702,092
経常利益又は経常損失() (千円)	82,575	121,491	444,344
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円)	46,205	73,206	228,064
持分法を適用した場合の 投資損失() (千円)	3,707	1,966	9,598
資本金 (千円)	768,552	907,548	907,548
発行済株式総数 (株)	30,611	33,833	33,833
純資産額 (千円)	2,192,690	2,549,814	2,654,674
総資産額 (千円)	2,915,189	3,150,602	3,399,671
1 株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失() (円)	1,509.44	2,163.76	7,059.28
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1,459.34	—	6,903.92
1 株当たり配当額 (円)	—	—	1,000
自己資本比率 (%)	74.6	80.2	77.5

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第22期第 1 四半期累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

株式会社エイチアイとの経営統合に関する契約

当社と株式会社エイチアイ（以下、「エイチアイ」といいます。）は、平成24年4月2日（予定）（以下、「効力発生日」といいます。）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるアーツパークホールディングス株式会社（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）について合意に至り、平成23年11月25日に開催した両社の取締役会において決議し、平成24年1月26日に開催した当社定時株主総会及び平成24年1月26日に開催したエイチアイ臨時株主総会において承認されました。本株式移転に関する「株式移転計画書」を共同で作成し、両社間で締結された「経営統合に関する契約書」（以下、「統合契約書」といいます。）の内容につきましては、下記のとおりでございます。

当社及びエイチアイは、新たに設立する共同持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行い、平成24年3月1日に東京証券取引所への新規上場が承認されました。また、当社及びエイチアイは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、本株式移転の効力発生日に先立ち、当社株式は東京証券取引所を、エイチアイ株式は株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）をそれぞれ上場廃止となる予定です。

1. 本株式移転による経営統合の背景及び目的

国内の携帯端末周辺市場においては、スマートフォン、タブレット機器、超薄型軽量のノートPC等の登場とこれらの普及、及び高速で安価なインターネット回線やストレージサービスの伸長等により、多くの人が豊富なデジタルコンテンツを楽しむことが出来る環境が急速に整備されつつあります。また、スマートフォンの出荷台数及び市場シェアが急速に拡大していく中で、フィーチャーフォン（従来型の多機能携帯端末）の出荷量は減少が続き、今後の携帯端末市場の中心はスマートフォンへと移行していくことが予想されております。

両社は、これまでフィーチャーフォンの領域を事業基盤とし、当社はアプリケーションレイヤーで、エイチアイはミドルウェアレイヤーで、デファクトスタンダードを勝ち取ってきており、それぞれの市場領域において揺ぎ無いビジネスポジションを築いてまいりました。しかしながら、上記の事業環境の変化の中、両社はそれぞれの事業モデルが転換期にさしかかってきており、かかる変化を新たな成長機会として捉えて企業価値を継続的に向上させるためには、相互にシナジーのある技術力とビジネスポジションを持つ両社が経営統合し、共通の理念と戦略の下に、経営資源を結集して変化に適応できる事業総合力を獲得することが最良であるとの結論に至りました。

本株式移転による経営統合により、共同持株会社は、経営資源である人材、資金、知的財産、情報を横断的に有効活用することによって、既存事業領域における拡張と新規事業の創出を進めてまいります。具体的には、グラフィックスという共通のコア技術に基づく研究開発型企業である両社が、研究開発の共同化、要素技術の相互利用等により、当社の強みである二次元グラフィックスにおけるアプリケーション技術とエイ

チアイの強みである三次元グラフィックスにおけるミドルウェア技術、デザイン力等を融合し、製品群を多様化するとともに、従来の両社のビジネスモデルの枠を超えた、新たな事業領域の創出を行い、今後益々隆盛するリッチグラフィックコンテンツ、ユーザーインターフェースの制作から流通に関わるソリューションの開発と提供に邁進してまいります。そして、中長期的には、デジタルコンテンツの活用シーンが拡大する局面において多様な製品、サービス、アプリケーションを集積し、新たなビジネスモデルを構築することでグループの企業価値の最大化を目指してまいります。

２．本株式移転の要旨

（１）本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	平成23年11月25日
株式移転計画作成及び統合契約書締結（両社）	平成23年11月25日
株式移転計画承認時株主総会（当社）	平成24年 1 月26日
株式移転計画承認臨時株主総会（エイチアイ）	平成24年 1 月26日
東京証券取引所上場廃止日（当社）	平成24年 3 月28日（予定）
大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）上場廃止日（エイチアイ）	平成24年 3 月28日（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成24年 4 月 2 日（予定）
共同持株会社上場日	平成24年 4 月 2 日（予定）

ただし、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

（２）本株式移転の方法

平成23年11月25日に当社及びエイチアイが作成した株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である共同持株会社の成立の日である平成24年 4 月 2 日をもって、共同持株会社は当社及びエイチアイの発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる共同持株会社の新株式を当社及びエイチアイの株主に対して割り当てます。これにより、当社及びエイチアイは、共同持株会社の完全子会社となります。ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

（３）本株式移転に係る割当ての内容（株式の割当比率）

会社名	セルシス	エイチアイ
株式移転比率	1	1 . 0 5

（注１）株式の割当比率

当社の株式 1 株に対して共同持株会社の株式100株を、エイチアイの株式 1 株に対して共同持株会社の株式105株をそれぞれ割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、共同持株会社は、100株を 1 単元とする単元株制度の採用を予定しております。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 6,635,570株

上記は、当社の発行済株式総数33,833株(平成23年10月31日時点)及びエイチアイの発行済株式総数30,974株(平成23年9月30日時点)を前提として算出しております。なお、両社は、効力発生日の前日までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。また、効力発生日の直前までに当社又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

当社及びエイチアイは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は有限責任監査法人トーマツ(以下、「トーマツ」といいます。)を、エイチアイは野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

算定の経緯

上記のとおり、当社はトーマツに、エイチアイは野村證券に、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成23年11月25日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関であるトーマツ及び野村證券は、いずれも当社又はエイチアイの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

３．本株式移転の当事会社の概要

(１) 商号	アートスパークホールディングス株式会社
(２) 事業内容	クリエイターサポート事業、電子書籍サポート事業、ミドルウェアの企画・開発・ライセンス販売・サポート、コンテンツ及びサービスの企画・制作・運用等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等
(３) 本店所在地	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
(４) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長 川端 一生（現 エイチアイ代表取締役社長）
	代表取締役社長 村上 匡人（現 当社取締役）
	取締役 川上 陽介（現 当社取締役）
	取締役 伊藤 賢（現 当社取締役）
	取締役 青山 智信（現 エイチアイ取締役）
	取締役 星 和彦（現 エイチアイ取締役）
	監査役（常勤） 渡辺 優（現 当社監査役（常勤））
	監査役 大澤 孝（現 エイチアイ監査役（常勤））
	監査役 小高 正裕（現 当社監査役）
(５) 資本金	10億円
(６) 純資産（連結）	未定
(７) 総資産（連結）	未定
(８) 事業年度の末日	12月31日
(９) 会計処理の概要	本株式移転に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法を適用することが見込まれており、共同持株会社の連結決算において負ののれんが発生する見込みですが、現時点では金額を見積もることができないため、金額につきましては確定次第お知らせいたします。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間（平成23年11月1日～平成24年1月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況の中、政府の経済対策を背景とした復興需要を中心に一部の企業の生産活動の回復など緩やかに持ち直す動きも見られたものの、ギリシャの財政危機に端を発したEU諸国の財政不安、長期化する円高や依然低調に推移する雇用情勢等、先行き不透明な状況で推移しました。

こうした状況の下、当社の電子書籍サポート事業の中心である携帯電話市場においては、平成24年1月末で高速データ通信が可能な第三世代携帯電話の契約加入台数が1億2,173万台（前年同月は1億1,590万台、5.0%増）と、携帯電話総契約数1億2,225万台の99.6%に達しております。（出所：社団法人電気通信事業者協会発表「携帯電話・PHS契約数」より）

また、スマートフォンの状況は、2010年度の出荷台数が前年比3.7倍の855万台と総出荷台数に対するスマートフォン出荷台数比率が22.7%となり、2011年度は前年比2.7倍の2,330万台で総出荷台数予測4,160万台の56%を占め、年度別では初めて過半数を超えると予測されております。（株式会社MM総研発表より）

このような経営環境の中、携帯電話でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BS Reader」を導入するサイト数が、NTTドコモ、au（KDDI）、ソフトバンクの主要3キャリア合計956サイト（前年同月比14.6%減）となりました。

（注）上記におけるサイト数は、フィーチャーフォン（従来型の多機能携帯電話端末）における数値となっており、スマートフォンにおける数値は含まれておりません。

スマートフォン向けコンテンツ市場においては、平成23年11月よりNTTドコモによるポータルサイト「dメニュー」が開始され、コンテンツ提供を行っているサイトでの利用が進む他、当社の「ライセンス・プログラム」を利用した会社を通じて、総合電子書籍ビューア「BS Reader」が、NTTドコモ運営の「dマーケット」の電子書籍配信サービス「BOOKストア」に採用される等、スマートフォンでのビジネス環境は整いつつありますが、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行期であること等により、総合電子書籍ビューア「BS Reader」を軸として推進する電子書籍サポート事業につきましては、売上高は370,609千円（前年同期比23.5%減）となりました。

また、クリエイターをトータルに支援するクリエイターサポート事業につきましては、売上高は87,711千円（前年同期比42.8%減）となりました。これは、前年同期には、受託開発案件の売上があったこと等により、

上記に記載のとおり、当第1四半期累計期間における総売上高は458,320千円（前年同期比28.1%減）となりました。利益面では、売上高が減少したこと、ソフトウェア資産の償却費増加等により、当第1四半期累計期間における営業損失は120,039千円（前年同期は83,670千円の営業利益）、経常損失は121,491千円（前年同期は82,575千円の経常利益）、四半期純損失は73,206千円（前年同期は46,205千円の四半期純利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ444,913千円減少し1,269,747千円となりました。これは主に売上債権の回収により売掛金が362,604千円減少したこと等によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ195,844千円増加し1,880,854千円となりました。これは主にソフトウェアが204,098千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、3,150,602千円となり、前事業年度末に比べ249,068千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ126,028千円減少し314,048千円となりました。これは主に法人税等の納付により未払法人税等が83,801千円減少したこと等によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ18,180千円減少し286,739千円となりました。これは主に長期借入金が21,618千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、600,788千円となり、前事業年度末に比べ144,208千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ104,860千円減少し2,549,814千円となりました。これは主に四半期純損失73,206千円及び剰余金の配当33,833千円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(当社の対処すべき課題)

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について

1. 基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、判断のための合理的期間の確保をすることが不可欠であると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本方針の骨子に従った大規模買付ルールの導入を決議いたしました(以下、当社取締役会で決議される当該具体的対応策を「大規模買付ルール」といいます。)当社では、大規模買付ルールの内容を適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式を大規模に買付する場合には、当該買付を行う者には遵守すべき手続があること及び当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策とします。

大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報と判断のための合理的期間を提供するものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

2. 大規模買付ルールの骨子

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、(a)大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大規模買付行為につき、当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで、株主の皆様が当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めています。

(2) 対象となる買付等

当社は、平成24年1月26日開催の取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（何れも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を次のとおり決定いたしました。

大規模買付ルールが対象とする買付等は、次の 又は に該当する買付又はこれに類似する行為とします。

当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(a)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(b)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等の保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算定にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

基本方針実現のための取組

1. 基本方針の実現に資する取組

当社は、平成3年に設立以降、今日にいたるまで、コンピュータとグラフィックの融合する分野で、パイオニアとなるべく、オリジナリティのある活動を追求してまいりました。これまで、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」等、アニメ・マンガ環境のデジタル化を推進してきた実績とノウハウをベースに、グラフィックコンテンツ分野におけるトータルソリューションプロバイダーを目指しております。今後も、コンテンツの制作・閲覧環境から、流通支援、そしてコンテンツを通じたコミュニケーションまで、クリエイターの創作活動をIT技術でトータルに支援し、日本が世界に誇るコンテンツ文化を活性化してまいりたいと考えております。当社の持つ経営資源を有効に活用しながらこれらの事業を推進し、更なる業容拡大を実現することで当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させ、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化として、株主の皆様に対する当社取締

役の責任をより一層明確にするため、平成22年1月28日開催の第19回定時株主総会にて、取締役任期を2年から1年に短縮する定款変更を決議いたしました。

2. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組

(1) 大規模買付ルール（買収防衛策）を導入する理由

前述のとおり、当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為を受入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社株主の皆様が大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた必要十分な情報の提供及び大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要であると考えます。

当社は、株主の皆様をはじめ多くのステークホルダーの下で企業活動を行っております。従いまして、大規模買付者のみならず、当社取締役会の双方からの適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、重大な影響を持ちうる大規模買付行為に対して合理的な判断を行ううえで不可欠なものと考えております。

また、昨今の日本市場においては、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされうる環境であることは否定できないと考えております。そのような環境の中で、当社は、大規模買付者による情報の提供、及び当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社取締役としての責務であると考えております。

当社はこのような考え方にに基づき、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に対する対応策（大規模買付ルール）を制定、導入いたしました。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し実行する方針であります。

なお、本報告書提出日現在、当社に対して特定の第三者からの具体的な買収提案を提示されている事実はありません。

(2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(b)それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

大規模買付情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上述の意向表明書を受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報の項目の一覧を大規模買付者に交付します。大規模買付情報の主な項目は、次のとおりです。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた大規模買付情報について、特別委員会（詳細は後述）からの勧告を最大限尊重し、その内容を精査し検討をした結果、客観的かつ合理的な見地から、それだけでは情報が不十分であると判断した場合、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで、当社取締役会が追加的に指定した情報の提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報が提供されたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

大規模買付者及びそのグループの内容

大規模買付行為の目的及び内容

当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者及びそのグループに供給している個人、法人等の概要

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

また、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報のうち、当社株主の皆様判断のために必要であると判断したものについては、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

当社取締役会による大規模買付情報の検討期間

次に、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値や株主共同の利益に資するものか否かを判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、当社取締役会が当該大規模買付者から十分な情報が提供されたと判断した旨を開示した時点から起算して、以下に示すような時間的猶予（以下、「取締役会評価期間」といいます。）が必要であると考えことから、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後、又は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日間

その他の買付の場合は90日間

(3) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当該買付提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の から に掲げた、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる場合で、かつ形式的に該当するだけでなく実質的に以下の から に該当する場合にのみ対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗策のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙のとおりとします。

真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的であると判断された場合

当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

最初の買付で全株式の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主の皆様は事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

買付の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係人に対する対応方針等を含みます）が当社の本源

的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付であると判断される場合

当該大規模買付行為が株主共同の利益又は企業価値を損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び当社の株主共同の利益に与える影響を検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会からの勧告を最大限尊重し、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善の対抗措置と判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗措置として、当社取締役会が一定の基準日現在の当社株主の皆様に対し株式分割を行うことを選択した場合には、当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者以外の株主に対して割当をすること、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

・ 具体的取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 特別委員会の設置

大規模買付者が出現した場合、当社は、本方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正普遍の態度で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。なお、本報告書提出日時点において、当社では社外取締役を置いておりません。

本方針が、企業価値・株主共同の利益の確保及びその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、本方針に係る重要な判断（大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否かの判断、大規模買付ルールが遵守されている場合における大規模買付行為が当社の企業価値や株主共同の利益に資するものか否かの判断、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の可否の判断、発動する対抗措置の内容の決定、及び発動した対抗措置の中止・撤回の決定等）に際しては、当社取締役会は特別委員会に諮問することとしております。特別委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

2. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている

対抗措置をとることがあります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法律権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し、公告する割当日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

当社取締役会は、検討の結果、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するにいたった場合には、発動した対抗措置を中止又は撤回するものとします。当社取締役会が、対抗措置の中止又は撤回に伴い、新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 大規模買付ルールの有効期限

本方針は、当社取締役会において全取締役の賛成により決議されましたが、当該取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、何れの監査役も、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本方針を変更し、又は新たな対応策等を導入することがあります。

本方針は、平成24年1月26日開催の当社取締役会の決議をもって同日より発行することとし、有効期限は平成25年1月開催予定の当社第22回定時株主総会終結後に最初に開催される当社取締役会の日までとします。また、同定時株主総会終結後に最初に開催される当社取締役会において、本方針を継続することを決議した場合には、かかる有効期限はさらに翌年度の当社定時株主総会終結後最初に開催される当社取締役会の日まで延長され、以後も同様の取扱いとします。また、有効期限満了前であっても、本方針は、当社取締役会の決議により廃止又は変更されることがあります。当社取締役会は、本方針を継続、廃止及び変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

・ 本方針の合理性及び公正性

当社では、上記の大規模買付ルール及びそれに伴う対抗措置は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性及び公正性が認められるものと考えております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上

本方針は、上記「大規模買付ルールの内容」の項で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて当社株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本方針を予め開示するものです。

株主意思の尊重

本方針は、平成19年1月30日開催の当社第16回定時株主総会において承認を得ております。また、当社取締役会は、本方針を継続、廃止及び変更することを決定した場合には、当社株主の皆様に対しその旨を速やかにお知らせいたします。

特別委員会の設置及び意見の取得

当社取締役会は、本方針に係る重要な判断に関して特別委員会の勧告を得たうえで本方針の実施を行います。当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。これらにより、当社取締役会の恣意的判断が行われる可能性を排除し、また、客観性及び合理性がより強く担保されることとなります。

デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、前述の「大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会の決議により、いつでも廃止することができるのであり、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、以上のことから、本プランが基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

別紙

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主を除く。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる（以下、本方針に基づき割り当てる新株予約権を「本新株予約権」という。）。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の無償割当に際して、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。また、当社は、本新株予約権の無償割当に際して当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権及び当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けたものが保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができる。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとする。

8. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、行使条件、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000
計	114,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,833	33,833	東京証券取引所 (市場第二部)	当社は単元株式制度は 採用しておりません。
計	33,833	33,833	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等のストック・オプションの権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年11月1日～ 平成24年1月31日	—	33,833	—	907,548	—	659,144

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年10月31日)に基づく株主名簿による記載を

しております。

【発行済株式】

平成24年 1 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,833	33,833	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。なお、単元株式制度は採用しておりません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	33,833	—	—
総株主の議決権	—	33,833	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	724,937	452,602
売掛金	828,346	465,742
製品	20,943	18,032
原材料	36,667	35,625
貯蔵品	28,750	27,144
前渡金	22,201	98,666
前払費用	19,359	26,846
繰延税金資産	47,501	104,222
その他	2,829	53,803
貸倒引当金	16,875	12,938
流動資産合計	1,714,661	1,269,747
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,156	58,779
減価償却累計額	27,305	27,342
建物（純額）	32,851	31,437
工具、器具及び備品	193,267	150,580
減価償却累計額	169,507	128,921
工具、器具及び備品（純額）	23,759	21,659
有形固定資産合計	56,611	53,096
無形固定資産		
特許権	9,915	10,578
商標権	8,049	7,760
ソフトウェア	1,274,632	1,478,731
ソフトウェア仮勘定	672	1,871
その他	7,841	8,641
無形固定資産合計	1,301,111	1,507,583
投資その他の資産		
投資有価証券	83,731	76,034
関係会社株式	89,772	89,772
敷金及び保証金	119,550	119,233
繰延税金資産	34,232	35,133
投資その他の資産合計	327,286	320,173
固定資産合計	1,685,009	1,880,854
資産合計	3,399,671	3,150,602

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	121,566	110,268
1年内返済予定の長期借入金	86,472	86,472
未払金	23,692	32,178
未払費用	87,462	51,295
未払法人税等	86,624	2,822
未払消費税等	3,209	-
前受金	10,542	11,641
預り金	14,042	13,768
返品調整引当金	6,462	5,600
流動負債合計	440,076	314,048
固定負債		
長期借入金	241,602	219,984
退職給付引当金	63,318	66,755
固定負債合計	304,920	286,739
負債合計	744,996	600,788
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,548	907,548
資本剰余金		
資本準備金	659,144	659,144
資本剰余金合計	659,144	659,144
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,069,309	962,270
利益剰余金合計	1,069,309	962,270
株主資本合計	2,636,002	2,528,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,527	1,916
評価・換算差額等合計	2,527	1,916
新株予約権	21,199	22,767
純資産合計	2,654,674	2,549,814
負債純資産合計	3,399,671	3,150,602

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
売上高	637,808	458,320
売上原価	373,605	391,716
売上総利益	264,202	66,604
返品調整引当金戻入額	3,756	6,462
返品調整引当金繰入額	3,392	5,600
差引売上総利益	264,566	67,466
販売費及び一般管理費	180,896	187,506
営業利益又は営業損失()	83,670	120,039
営業外収益		
受取利息	6	1
その他	1	12
営業外収益合計	7	13
営業外費用		
支払利息	341	495
為替差損	117	133
特許権償却費	402	500
商標権償却費	240	288
その他	-	46
営業外費用合計	1,101	1,465
経常利益又は経常損失()	82,575	121,491
特別利益		
貸倒引当金戻入額	315	-
特別利益合計	315	-
特別損失		
固定資産除却損	-	442
投資有価証券評価損	-	7,406
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,533	-
特別損失合計	2,533	7,849
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	80,357	129,340
法人税等	34,152	56,133
四半期純利益又は四半期純損失()	46,205	73,206

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
税金費用の計算	当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期累計期間(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(株式会社エイチアイとの経営統合について)

当社と株式会社エイチアイ(以下、「エイチアイ」といいます。)は、平成24年4月2日(予定)(以下、「効力発生日」といいます。))をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるアートスパークホールディングス株式会社(以下、「共同持株会社」といいます。))を設立すること(以下、「本株式移転」といいます。))について合意に至り、平成23年11月25日に開催した両社の取締役会において決議し、平成24年1月26日に開催した当社定時株主総会及び平成24年1月26日に開催したエイチアイ臨時株主総会において承認されました。本株式移転に関する「株式移転計画書」を共同で作成し、両社間で締結された「経営統合に関する契約書」(以下、「統合契約書」といいます。))の内容につきましては、下記のとおりでございます。

当社及びエイチアイは、新たに設立する共同持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。))に新規上場申請を行い、平成24年3月1日に東京証券取引所への新規上場が承認されました。また、当社及びエイチアイは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、本株式移転の効力発生日に先立ち、当社株式は東京証券取引所を、エイチアイ株式は株式会社大阪証券取引所(以下、「大阪証券取引所」といいます。))JASDAQ(スタンダード)をそれぞれ上場廃止となる予定です。

1. 本株式移転による経営統合の背景及び目的

国内の携帯端末周辺市場においては、スマートフォン、タブレット機器、超薄型軽量のノートPC等の登場とこれらの普及、及び高速で安価なインターネット回線やストレージサービスの伸長等により、多くの人々が豊富なデジタルコンテンツを楽しむことが出来る環境が急速に整備されつつあります。また、スマートフォンの出荷台数及び市場シェアが急速に拡大していく中で、フィーチャーフォン(従来型の多機能携帯端末)の出荷量は減少が続き、今後の携帯端末市場の中心はスマートフォンへと移行していくことが予想されております。

両社は、これまでフィーチャーフォンの領域を事業基盤とし、当社はアプリケーションレイヤーで、エイチアイはミドルウェアレイヤーで、デファクトスタンダードを勝ち取ってきており、それぞれの市場領域において揺ぎ無いビジネスポジションを築いてまいりました。しかしながら、上記の事業環境の変化の中、両社はそれぞれの事業モデルが転換期にさしかかってきており、かかる変化を新たな成長機会として捉えて企業価値を継続的に向上させるためには、相互にシナジーのある技術力とビジネスポジションを

持つ両社が経営統合し、共通の理念と戦略の下に、経営資源を結集して変化に適応できる事業総合力を獲得することが最良であるとの結論に至りました。

本株式移転による経営統合により、共同持株会社は、経営資源である人材、資金、知的財産、情報を横断的に有効活用することによって、既存事業領域における拡張と新規事業の創出を進めてまいります。具体的には、グラフィックスという共通のコア技術に基づく研究開発型企業である両社が、研究開発の共同化、要素技術の相互利用等により、当社の強みである二次元グラフィックスにおけるアプリケーション技術とエイチアイの強みである三次元グラフィックスにおけるミドルウェア技術、デザイン力等を融合し、製品群を多様化するとともに、従来の両社のビジネスモデルの枠を超えた、新たな事業領域の創出を行い、今後益々隆盛するリッチグラフィックコンテンツ、ユーザーインターフェースの制作から流通に関わるソリューションの開発と提供に邁進してまいります。そして、中長期的には、デジタルコンテンツの活用シーンが拡大する局面において多様な製品、サービス、アプリケーションを集積し、新たなビジネスモデルを構築することでグループの企業価値の最大化を目指してまいります。

２．本株式移転の要旨

（１）本株式移転の日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	平成23年11月25日
株式移転計画作成及び統合契約書締結（両社）	平成23年11月25日
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	平成24年 1 月26日
株式移転計画承認臨時株主総会（エイチアイ）	平成24年 1 月26日
東京証券取引所上場廃止日（当社）	平成24年 3 月28日（予定）
大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）上場廃止日（エイチアイ）	平成24年 3 月28日（予定）
共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成24年 4 月 2 日（予定）
共同持株会社上場日	平成24年 4 月 2 日（予定）

（２）本株式移転の方法

平成23年11月25日に当社及びエイチアイが作成した株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である共同持株会社の成立の日である平成24年 4 月 2 日をもって、共同持株会社は当社及びエイチアイの発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる共同持株会社の新株式を当社及びエイチアイの株主に対して割り当てます。これにより、当社及びエイチアイは、共同持株会社の完全子会社となります。ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

（３）本株式移転に係る割当ての内容

会社名	当社	エイチアイ
株式移転比率	1	1 . 0 5

（注１）株式の割当比率

当社の株式 1 株に対して共同持株会社の株式100株を、エイチアイの株式 1 株に対して共同持株会社の株式105株をそれぞれ割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、共同持株会社は、100株を 1 単位とする単元株制度の採用を予定しております。

（注２）共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 6,635,570株

上記は、当社の発行済株式総数33,833株（平成23年10月31日時点）及びエイチアイの発行済株式総数30,974株（平成23年 9 月30日時点）を前提として算出しております。なお、両社は、効力発生日の前日までに、それぞれが保有する

自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。また、効力発生日の直前までに当社又はエイチアイの新株予約権等の行使等がなされた場合は、各社の発行済株式総数が変化するため、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

３．本株式移転により新たに設立する会社の状況

(１) 商号	アートスパークホールディングス株式会社
(２) 事業内容	クリエイターサポート事業、電子書籍サポート事業、ミドルウェアの企画・開発・ライセンス販売・サポート、コンテンツ及びサービスの企画・制作・運用等を行う会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等
(３) 本店所在地	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
(４) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長 川端 一生（現 エイチアイ代表取締役社長）
	代表取締役社長 村上 匡人（現 当社取締役）
	取締役 川上 陽介（現 当社取締役）
	取締役 伊藤 賢（現 当社取締役）
	取締役 青山 智信（現 エイチアイ取締役）
	取締役 星 和彦（現 エイチアイ取締役）
	監査役（常勤） 渡辺 優（現 当社監査役（常勤））
	監査役 大澤 孝（現 エイチアイ監査役（常勤））
	監査役 小高 正裕（現 当社監査役）
(５) 資本金	10億円
(６) 純資産（連結）	未定
(７) 総資産（連結）	未定
(８) 事業年度の末日	12月31日
(９) 会計処理の概要	本株式移転に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法を適用することが見込まれており、共同持株会社の連結決算において負ののれんが発生する見込みですが、現時点では金額を見積もることができないため、金額につきましては確定次第お知らせいたします。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当及び賞与 54,909千円	給与手当及び賞与 57,616千円
退職給付費用 956千円	退職給付費用 1,531千円
	貸倒引当金繰入額 3,936千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
減価償却費	93,334千円	128,998千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月28日 定時株主総会	普通株式	30,611	1,000	平成22年10月31日	平成23年1月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年1月26日 定時株主総会	普通株式	33,833	1,000	平成23年10月31日	平成24年1月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子書籍サポート事業	クリエイターサポート事業	
売上高			
外部顧客への売上高	484,590	153,217	637,808
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	484,590	153,217	637,808
セグメント利益又は損失()	158,943	75,273	83,670

(注) セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	電子書籍サポート事業	クリエイターサポート事業	
売上高			
外部顧客への売上高	370,609	87,711	458,320
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	370,609	87,711	458,320
セグメント利益又は損失()	29,462	149,501	120,039

(注) セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき注記を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
----	--	--

関連会社に対する投資の金額(千円)	89,772	89,772
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	23,201	15,344
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	3,707	1,966

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	1,509円44銭	2,163円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	46,205	73,206
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円)	46,205	73,206
普通株式の期中平均株式数(株)	30,611	33,833
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,459円34銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,051	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 3 月 9 日

株式会社セルシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 淳 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成23年11月1日から平成24年10月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシスの平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。